

輪島市監査公表第 34 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年11月25日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月14日（木） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 輪島市手をつなぐ育成会が母体となったNPO法人夢かぼちゃについては、障がいがある地域で過ごせる居場所づくりを目的として、計画に沿って、活動している。補助金申請・補助金交付する際においては、各書類のチェック体制強化で事務執行に努めていただきたい。
- 各事業において、事業実施状況を精査し不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する

(指摘事項)

①保育料の滞納について

滞納が依然として発生している。滞納額削減に向けて、引きつづき取り組んでいただきたい。